

政令に定める高齢者インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症及び 高齢者の新型コロナ感染症予防接種対象者について

上記、予防接種の対象者で「60歳以上 65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者」とは、以下のいずれかに該当するものである。（「予防接種法の一部を改正する法律等の施行について（平成13年11月7日健発第1058号）」）

1 心臓機能障害

(1) 次のいずれか二以上の所見があり、かつ、安静時又は自己身の日常生活活動でも心不全症状、狭心症症状又は、繰り返しアダムスストークス発作が起こるもの。

ア 胸部エックス線写真所見で心胸比 0.60 以上のもの

イ 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの

ウ 心電図で脚ブロック所見があるもの

エ 心電図で完全房室ブロック所見があるもの

オ 心電図で第二度以上の不完全房室ブロック所見があるもの

カ 心電図で心房細動または粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が 10 以上のもの

キ 心電図で ST の低下が 0.2mV 以上の所見があるもの

ク 心電図で第 I 誘導、第 II 誘導及び胸部誘導（ただし V1 を除く。）のいずれかの T が逆転した所見があるもの

(2) 人工ペースメーカーを装着したもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの

2 腎臓機能障害

腎臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が 10ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が 8.0mg/dl 以上であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするものもしくは極めて近い将来に治療が必要となるもの

3 呼吸器機能障害

予測肺活量一秒率、動脈血ガスおよび医師の臨床所見により、呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの、呼吸障害のため予測肺活量一秒率の測定ができないもの、予測肺活量一秒率が 20 以下のものまたは動脈血 O_2 分圧が 50Torr 以下のもの。予測肺活量一秒率とは、一秒量（最大呼気位から最大努力下呼出の最初の一秒間の呼気量）の予測肺活量（性別、年齢、身長を組み合わせて正常ならば当然あると予測される肺活量の値）に対する百分率である。

4 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害

ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) CD4 陽性 T リンパ球数が $200/\mu l$ 以下で、次の項目 (A~L) のうち 6 項目以上が認められるもの

ア 白血球数について $3,000/\mu l$ 未満の状態が四週以上の間隔をおいた検査において連続して二回以上続く

イ Hb 量について男性 $12g/dl$ 未満、女性 $11g/dl$ 未満の状態が四週以上の間隔をおいた検査において連続して二回以上続く

ウ 血小板数について 10 万 $/\mu l$ 未満の状態が四週以上の間隔をおいた検査において連続して二回以上続く

エ ヒト免疫不全ウイルス-RNA 量について $5,000$ コピー $/ml$ 以上の状態が四週以上の間隔をおいた検査において連続して二回以上続く

オ 一日一時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感および易疲労が月に七日以上ある

カ 健常時に比し 10%以上の体重減少がある

キ 月に七日以上の不定の発熱 ($38^{\circ}C$ 以上) が二か月以上続く

ク 一日に三回以上の泥状ないし水様下痢が月に七日以上ある

ケ 一日に二回以上の嘔吐あるいは 30 分以上の嘔気が月に七日以上ある

コ 口腔内カンジタ症 (頻回に繰り返すもの)、赤痢アメーバ症、帯状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症 (頻回に繰り返すもの)、糞線虫症および伝染性軟属腫等の日和見感染症の既往がある

サ 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である

シ 軽作業を越える作業の回避が必要である

(2) 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態のもの